香川県			
高松市（牟礼町及び庵治町の区域を除く。）、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、小豆郡、香川郡、綾歌郡、仲多度郡及び三豊市			
［略］			

	C		
北海道			
旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、上川郡（鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町の区域に限る。）、中川郡（上川総合振興局）、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡及び紋別郡	○・四		
［略］			
熊本県			
熊本市（旧飽託郡、旧鹿本郡の区域に限る。）、八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市（旧宇土郡の区域に限る）、天草市、玉名郡、葦北郡及び天草郡	○・七		
大分県			
中津市、日田市（前津江町、中津江村、上津江町、大山町及び天瀬町の区域を除く。）、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、東国東郡及び速見郡			
鹿児島県			
奄美市及び大島郡以外の地域			
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

2　［略］

［略］

香川県			
高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、小豆郡、香川郡、綾歌郡、仲多度郡及び三豊郡			
［略］			

	C		
北海道			
旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、上川郡（鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町及び下川町の区域に限る。）、中川郡（上川支庁）、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡及び紋別郡	○・四		
［略］			
熊本県			
八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、本渡市、山鹿市、牛深市、宇土市、飽託郡、宇土郡、玉名郡、鹿本郡、芦北郡及び天草郡	○・七		
大分県			
中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、西国東郡、東国東郡、速見郡、下毛郡及び宇佐郡			
鹿児島県			
名瀬市及び大島郡以外の地域			
［略］			

2　［略］

［略］

○**経済産業省告示第二百五十一号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二十二条第一号の規定に基づき、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を改正する告示を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十一月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七条　令第二十二条第一号の経済産業大臣が定める区域は、コンビナート等保安規則第二条第一項第二十一号に規定するコンビナート地域又は同項第二十二号に規定する特定製造事業所の区域のいずれかに該当する区域とする。	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。